

各 高齢者施設等 管理者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

高齢者施設等での感染対策等を含む施設内療養体制について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に御協力いただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策本部において、本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類感染症に位置づけるとされた<sup>\*</sup>ことに伴い、厚生労働省において医療提供体制の見直しが行われ、高齢者施設等における医療機関との連携や、感染対策をさらに推進する観点から、位置づけ変更後は、下記の要件を満たす場合に限り、必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助を行うことが示されました。

つきましては、今後新たな感染の拡大が発生した場合に備え、各高齢者施設等において往診等対応医療機関を確保するなど、体制を整えていただくようお願いいたします。

なお、県では4月上旬に下記のとおり調査を実施し、当該補助に係るチェックリスト（国の当該補助金の実施要綱参考3のチェックリスト）項目の回答を依頼する予定です。補助金の交付を希望する場合は、必ず体制を整えた上、県の調査に応じてください、御回答いただくようお願いいたします。

<sup>\*</sup>「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

記

1 補助要件等

(1) 対象補助金

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」

(2) 要件

これまでの要件等に加え、次の要件を満たしていること。

- ①入所者・利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保していること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。
- ・施設からの電話等による相談への対応
  - ・施設への往診（オンライン診療を含む）

- ・入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）
- ②感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施していること。
- ③希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施していること。

## 2 調査事項

- (1) 調査名 高齢者施設等での感染対策等を含む施設内療養体制状況調査
- (2) 回答期限 令和5年4月28日(金)
- (3) 調査時点 令和5年4月28日(金)までの状況
- (4) 回答方法 「ちば電子申請サービス」にアクセスし、指定入力フォームから  
回答 **※ 指定入力フォームは4月上旬に別途お知らせします。**

### 【問い合わせ】

高齢者福祉課介護事業者指導班 渡邊

電話 043-223-2386 FAX 043-227-0050

E-mail kansenboushi-kaigo@mz.pref.chiba.lg.jp